

岩手県告示第9号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 久慈川水系長内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 昭和45年4月1日
- 3 廃川敷地等の位置 久慈市小久慈町第8地割10番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 917平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。